

# 平成30年度 滝川市 市民税・道民税について



滝川市市民生活部税務課市民税係  
〒073-8686  
滝川市大町1丁目2番15号  
Tel 0125-28-8019(直通)

## 目 次

- ◇1. 個人住民税とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- ◇2. 税金を納める方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- ◇3. 市民税・道民税が課税されない方・・・・・・・・・・・・P 2
- ◇4. 平成30年度から適用される市民税・道民税の税制改正・・・・P 3
- ◇5. 市民税・道民税の税額、計算方法・・・・・・・・・・・・P 4
  - (1) 所得金額の計算・・・・・・・・・・・・・・・・P 4～5
  - (2) 所得控除・・・・・・・・・・・・・・・・P 6～7
  - (3) 税率・・・・・・・・・・・・・・・・P 8
  - (4) 税額控除・・・・・・・・・・・・・・・・P 8～12
- ◇6. 市民税・道民税の申告・・・・・・・・・・・・・・・・P 13
- ◇7. 市民税・道民税の納付方法・・・・・・・・・・・・P 13
  - (1) 普通徴収・・・・・・・・・・・・・・・・P 13
  - (2) 特別徴収・・・・・・・・・・・・・・・・P 14
  - (3) 公的年金からの特別徴収・・・・・・・・P 15
- ◇8. Q&A よくある質問・・・・・・・・・・・・P 16
- ◇9. 市民税・道民税の計算例・・・・・・・・・・・・P 18
- ◇10. 市民税・道民税の計算表・・・・・・・・・・・・P 20



# 平成30年度 滝川市 市民税・道民税について

## 1. 個人住民税とは

個人の市民税・道民税は、均等の額によって負担していただく「均等割」と前年の所得金額に応じて負担していただく「所得割」の二つから構成されています。

個人の道民税は北海道の税金ですが、課税や納税の仕組みが個人の市民税と同じであることから、滝川市でまとめて賦課・徴収を行い、北海道に納入しています。

個人の市民税と道民税をあわせて、「個人住民税」と呼ばれることがあります。

## 2. 市民税・道民税を納める方（納税義務者）

毎年1月1日（賦課期日）現在、滝川市内に住所のある方。

※1月2日以降に他の市町村へ転出された場合でも、1月1日に滝川市に住所があった方は、滝川市で課税されます。

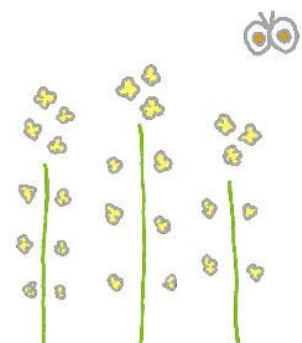
## 3. 市民税・道民税が課税されない方（非課税の方）

### 均等割・所得割どちらもかからない（非課税）

- ・ 賦課期日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ・ 未成年者、寡婦又は寡夫、障害者で前年中の合計所得金額が125万円以下の方
- ・ 前年の合計所得金額が次の計算で求められる金額以下の方  
28万円×（扶養親族の数+1）+扶養親族がいる場合は17万円  
※「扶養親族」には年少扶養親族（16才未満の親族）を含みます。

### 所得割だけかからない

- ・ 前年の総所得金額等が次の計算で求められる金額以下の方  
35万円×（扶養親族の数+1）+扶養親族がいる場合は32万円



## 4. 平成30年度から適用される市民税・道民税の税制改正

### 1. 給与所得控除の見直し

給与収入が1,000万円を超える場合の給与所得について、給与所得控除の金額に上限額が設けられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額（改正前）		給与所得控除額（改正後）
1,000万円超	給与等の収入金額	給与所得控除額	220万円
	1,000万円超 1,200万円以下	給与等の収入金額×5%+170万円	
	1,200万円超	230万円	

### 2. 医療費控除の提出書類の変更について

従来、医療費控除を受ける際には領収書が必要でしたが、平成29年分所得の申告から不要となり代わりに医療費控除の明細書が必要となりました。

明細書の様式は税務課市民税係（3階3番窓口）で配布しておりますので、申告をする際には明細書の作成をお願いします。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

### 3. 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について

健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組み（※）を行う個人が、スイッチOTC医薬品を購入した際にその購入費用について所得控除を受けることができます。（平成33年12月31日まで）

※一定の取り組みとは、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のことをいいます。

#### （1）申告に必要なもの

①セルフメディケーション税制の明細書

②適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類

・氏名、取組を行った年、事業を行った保険者、事業所若しくは市区町村の名称又は取組みに係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限ります。

（例）

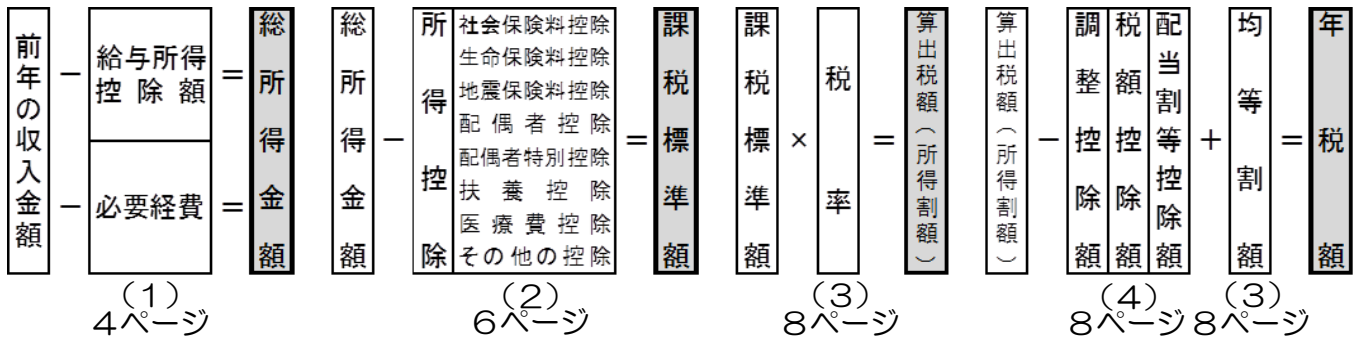
- ・インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収書又は予防接種済証
- ・市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
- ・職場で受けた定期健康診断の結果通知表
- ・特定健康診査の領収書又は結果通知表
- ・人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診の領収書又は結果通知表

#### （2）計算方法

（支払った医療費－保険金などで補てんされる金額）－12,000円（88,000円が限度）

## 5. 市民税・道民税の税額、計算方法

市民税・道民税の前年の収入金額や所得控除などの内容は、給与支払報告書（源泉徴収票）、公的年金支払報告書（公的年金等の源泉徴収票）や所得税の確定申告書、住民税申告書などの記載内容を元に下記の順番で計算をしています。



### (1) 所得金額の計算

所得の種類		所得金額の計算方法
給与所得	給料、ボーナスなど	収入金額－給与所得控除額（表1）
雑所得	公的年金のほか、印税、講師料など 他にあてはまらない所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金等 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額（表2）</li> <li>その他 収入金額－必要経費</li> </ul>
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額
配当所得	株式の配当、証券投資信託の分配金など	収入金額－株式などを取得するために要した負債の利子
不動産所得	家賃、地代、権利金など	収入金額－必要経費
事業所得	事業から生じる所得	収入金額－必要経費
一時所得	賞金、競馬などの払戻金など	収入金額－必要経費－特別控除額 (1/2が課税対象となります)
退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2
山林所得	山林の伐採や山林を売って得た所得	収入金額－必要経費－特別控除額
譲渡所得	土地・建物等の資産を売って得た所得	収入金額－土地・建物の取得費・譲渡経費－特別控除額

【表1 給与所得金額】

収入金額	所得金額	
1円から650,999円まで	0円	
651,000円から1,618,999円まで	収入金額－650,000円	
1,619,000円から1,619,999円まで	969,000円	
1,620,000円から1,621,999円まで	970,000円	
1,622,000円から1,623,999円まで	972,000円	
1,624,000円から1,627,999円まで	974,000円	
1,628,000円から1,799,999円まで	(収入金額÷4)=(A) ※千円未満切り捨て	(A)×2.4
1,800,000円から3,599,999円まで		(A)×2.8－180,000円
3,600,000円から6,599,999円まで		(A)×3.2－540,000円
6,600,000円から9,999,999円まで	収入金額×0.9－1,200,000円	
10,000,000円以上	収入金額－2,200,000円	

【表2 公的年金所得金額】

年齢	収入金額	所得金額
65歳未満	1円から1,299,999円まで	収入金額－700,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	収入金額×75%－375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	収入金額×85%－785,000円
	7,700,000円以上	収入金額×95%－1,555,000円
65歳以上	1円から3,299,999円まで	収入金額－1,200,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	収入金額×75%－375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	収入金額×85%－785,000円
	7,700,000円以上	収入金額×95%－1,555,000円

## (2) 所得控除

所得控除は、その納税義務者の扶養親族の状況、医療費の支出等によって生じた他の納税者との間の担税力の差異を、総所得金額等から一定の金額を控除することにより、その調整を図るために設けられているものです。

控除の種類		控除額																								
1	雑損控除	次の(1)、(2)いずれか多い方の金額 (1) (損害金額－保険金等で補てんされる金額)－(総所得金額等×10%) (2) 災害関連支出の金額－5万円																								
2	医療費控除	〈通常の医療費控除〉 前年中に本人又は生計を一にする親族のために医療費を支払った場合、次の計算式で求めた額。 (支払った医療費－保険金等で補てんされる金額)－[(総所得金額等×5%)と10万円のいずれか少ない方の金額]…(限度額200万円) 〈医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)〉 (支払った医療費－保険金等で補てんされる金額)－12,000円…(限度額88,000円) ※通常の医療費控除と医療費控除の特例の併用は不可。どちらか一方を選択																								
3	社会保険料控除	前年中に支払った本人又は生計を一にする親族の社会保険料(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料など)の金額																								
4	小規模企業共済等掛金控除	本人が前年中に支払った小規模企業共済等掛金の金額																								
5	生命保険料控除	平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(新契約)と、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)で計算の仕方が異なります。 <div style="margin-left: 20px;"> <p>〈新契約〉</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般生命保険料 個人年金 介護医療</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円以上32,000円以下</td> <td>支払保険料の合計額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円以上56,000円以下</td> <td>支払保険料の合計額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※それぞれの区分ごとに計算</p> <p>〈旧契約〉</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般生命保険料 個人年金</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円以上40,000円以下</td> <td>支払保険料の合計額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円以上70,000円以下</td> <td>支払保険料の合計額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※それぞれの区分ごとに計算</p> <p>なお、各保険料控除の合計額が7万円を超える場合でも、生命保険料控除の限度額は7万円です。</p> </div>	区分	支払った保険料	控除額	一般生命保険料 個人年金 介護医療	12,000円以下	支払保険料全額	12,001円以上32,000円以下	支払保険料の合計額×1/2+6,000円	32,001円以上56,000円以下	支払保険料の合計額×1/4+14,000円	56,001円以上	一律28,000円	区分	支払った保険料	控除額	一般生命保険料 個人年金	15,000円以下	支払保険料全額	15,001円以上40,000円以下	支払保険料の合計額×1/2+7,500円	40,001円以上70,000円以下	支払保険料の合計額×1/4+17,500円	70,001円以上	一律35,000円
区分	支払った保険料	控除額																								
一般生命保険料 個人年金 介護医療	12,000円以下	支払保険料全額																								
	12,001円以上32,000円以下	支払保険料の合計額×1/2+6,000円																								
	32,001円以上56,000円以下	支払保険料の合計額×1/4+14,000円																								
	56,001円以上	一律28,000円																								
区分	支払った保険料	控除額																								
一般生命保険料 個人年金	15,000円以下	支払保険料全額																								
	15,001円以上40,000円以下	支払保険料の合計額×1/2+7,500円																								
	40,001円以上70,000円以下	支払保険料の合計額×1/4+17,500円																								
	70,001円以上	一律35,000円																								
6	地震保険料控除	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①地震保険料</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②旧長期損害保険料</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払保険料全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円以上15,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>①・②両方ある場合</td> <td>①・②で求めた控除額の合計</td> <td>限度額25,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払った保険料	控除額	①地震保険料	50,000円以下	支払保険料×1/2	50,001円以上	25,000円	②旧長期損害保険料	5,000円以下	支払保険料全額	5,001円以上15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円		15,001円以上	10,000円	①・②両方ある場合	①・②で求めた控除額の合計	限度額25,000円					
区分	支払った保険料	控除額																								
①地震保険料	50,000円以下	支払保険料×1/2																								
	50,001円以上	25,000円																								
②旧長期損害保険料	5,000円以下	支払保険料全額																								
	5,001円以上15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円																								
	15,001円以上	10,000円																								
①・②両方ある場合	①・②で求めた控除額の合計	限度額25,000円																								

控除の種類		控除額																						
7	障害者控除	(1)障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき…26万円 (2)特別障害者(身体1級・2級、精神1級、療育手帳A判定)1人につき…30万円 (3)同居している特別障害者1人につき…53万円																						
8	寡婦(寡夫)控除	納税義務者が寡婦(寡夫)である場合には…26万円 納税義務者が特別寡婦である場合には…30万円 (1)寡婦とは、次のいずれかに当てはまる方。 ア 夫と死別後再婚していない者(夫の生死が明らかでない一定の場合含む)で前年の合計所得金額が500万円以下の場合。 イ 夫と死別または離別後再婚していない者(夫の生死が明らかでない一定の場合含む)で扶養親族がいるまたは生計を一にする子で前年の総所得金額等が38万円以下のものを有する場合 (2)特別寡婦とは、寡婦のうち次の条件をすべて満たすとき。 ア 夫と死別又は離別後再婚していない者(夫の生死が明らかでない一定の場合含む) イ 扶養親族である子がいる場合 ウ 合計所得金額が500万円以下 (3)寡夫とは、妻と死別または離別後再婚してなく(妻の生死が明らかでない一定の場合含む)、生計を一にする子で前年の総所得金額等が38万円以下であるものを有しており、合計所得金額が500万円以下の場合。																						
9	勤労学生控除	納税義務者が学校の学生・生徒等で、前年の合計所得金額が65万円以下であり、給与所得以外の所得が10万円以下である場合…26万円																						
10	配偶者控除	(1)一般の控除対象配偶者…33万円 (2)老人控除対象配偶者(上記のうち年齢70歳以上の方)…38万円																						
11	配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額と控除額 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>380,000円まで</td> <td>適用なし</td> </tr> <tr> <td>380,001円から449,999円まで</td> <td>330,000円</td> </tr> <tr> <td>450,000円から499,999円まで</td> <td>310,000円</td> </tr> <tr> <td>500,000円から549,999円まで</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>550,000円から599,999円まで</td> <td>210,000円</td> </tr> <tr> <td>600,000円から649,999円まで</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>650,000円から699,999円まで</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>700,000円から749,999円まで</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>750,000円から759,999円まで</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>760,000円以上</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>配偶者特別控除は、本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合には受けることができない。</p>	配偶者の合計所得金額	控除額	380,000円まで	適用なし	380,001円から449,999円まで	330,000円	450,000円から499,999円まで	310,000円	500,000円から549,999円まで	260,000円	550,000円から599,999円まで	210,000円	600,000円から649,999円まで	160,000円	650,000円から699,999円まで	110,000円	700,000円から749,999円まで	60,000円	750,000円から759,999円まで	30,000円	760,000円以上	適用なし
配偶者の合計所得金額	控除額																							
380,000円まで	適用なし																							
380,001円から449,999円まで	330,000円																							
450,000円から499,999円まで	310,000円																							
500,000円から549,999円まで	260,000円																							
550,000円から599,999円まで	210,000円																							
600,000円から649,999円まで	160,000円																							
650,000円から699,999円まで	110,000円																							
700,000円から749,999円まで	60,000円																							
750,000円から759,999円まで	30,000円																							
760,000円以上	適用なし																							
12	扶養控除	(1)一般扶養親族(16歳以上19歳未満及び23才以上70才未満の方)1人につき…33万円 (2)特定扶養親族(扶養親族のうち19歳以上23歳未満の方)1人につき…45万円 (3)老人扶養親族(扶養親族のうち70歳以上の方)1人につき…38万円 (4)老人扶養親族のうち同居老親等(納税義務者またはその配偶者の父母などで同居を常況としている方)1人につき…45万円 ※平成24年度から年少扶養親族(16歳未満の方)は扶養控除の対象ではなくなりました。																						
13	基礎控除	すべての納税義務者について…33万円																						



### (3) 税率

#### ◎所得割

市民税	道民税
6%	4%

#### ◎均等割

区分	市民税	道民税
地方税法	3,000円	1,000円
特例法 (H26~35年度)	3,500円	1,500円

※平成 26~35 年度の 10 年間は、特例法が適用され、市民税・道民税の均等割がそれぞれ 500 円増額となっています。東日本大震災を教訓とし、緊急に実施する必要性が高い、防災・減災のために使われます。

### (4) 税額控除

#### ◎調整控除

個人住民税と所得税との人的控除額差による税額の負担増を調整するものです。

区 分	控 除 額
合計所得金額が 200万円以下の場合	次のいずれか小さい金額の5%（市民税3%、道民税2%） ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額
合計所得金額が 200万円超の場合	次のいずれか大きい金額の5%（市民税3%、道民税2%） ①{人的控除額の差の合計額－(合計課税所得金額－200万円)} ②5万円

#### 【個人住民税と所得税の人的控除額の差額一覧】

項 目	所得税	住民税	差額	
障害者控除	普通	27万円	26万円	1万円
	特別	40万円	30万円	10万円
	同居特別	75万円	53万円	22万円
寡婦控除	一般	27万円	26万円	1万円
	特別	35万円	30万円	5万円
寡夫控除	27万円	26万円	1万円	
勤労学生控除	27万円	26万円	1万円	
配偶者控除	一般	38万円	33万円	5万円
	老人	48万円	38万円	10万円
扶養控除	一般	38万円	33万円	5万円
	特定	63万円	45万円	18万円
	老人	48万円	38万円	10万円
	同居老親	58万円	45万円	13万円
配偶者特別控除	38万円超	38万円	33万円	5万円
	40万円未満			
	40万円以上	36万円	33万円	3万円
	45万円未満			
基礎控除	38万円	33万円	5万円	

## ◎寄附金税額控除

対象となる 寄附金	①都道府県・市町村への寄附金（ふるさと納税） ②共同募金会又は日本赤十字社支部への寄附金 ③北海道が条例で指定した団体への寄附金 ④滝川市が条例で指定した団体への寄附金
--------------	---

上記の対象となる団体に寄附をした場合、次のいずれか少ない方の額が控除されます。

### ◇基本控除額

- ・（寄附金の合計額－2,000円）×市民税6%、道民税4%
- ・（総所得金額×30%－2,000円）×市民税6%、道民税4%

ふるさと納税をされた場合は、基本控除額に特例控除額が加算されます。（※所得割額の2割が上限）

### ◇特例控除額

- ・（寄附金額－2,000円）×下記に定める割合×3/5（市民税）、2/5（道民税）

課税標準額－人的控除差額の合計	割合
～1,950,000円	100分の84.895
1,950,001円～3,300,000円	100分の79.79
3,300,001円～6,950,000円	100分の69.58
6,950,001円～9,000,000円	100分の66.517
9,000,001円～18,000,000円	100分の56.307
18,000,001円～40,000,000円	100分の49.16
40,000,001円～	100分の44.055

また、ふるさと納税ワンストップ特例制度（10ページ参照）が適用される場合は、基本控除額・特例控除額に申告特例控除額が加算されます。

### ◇申告特例控除額

- ・特例控除額×下記に定める割合×3/5（市民税）、2/5（道民税）

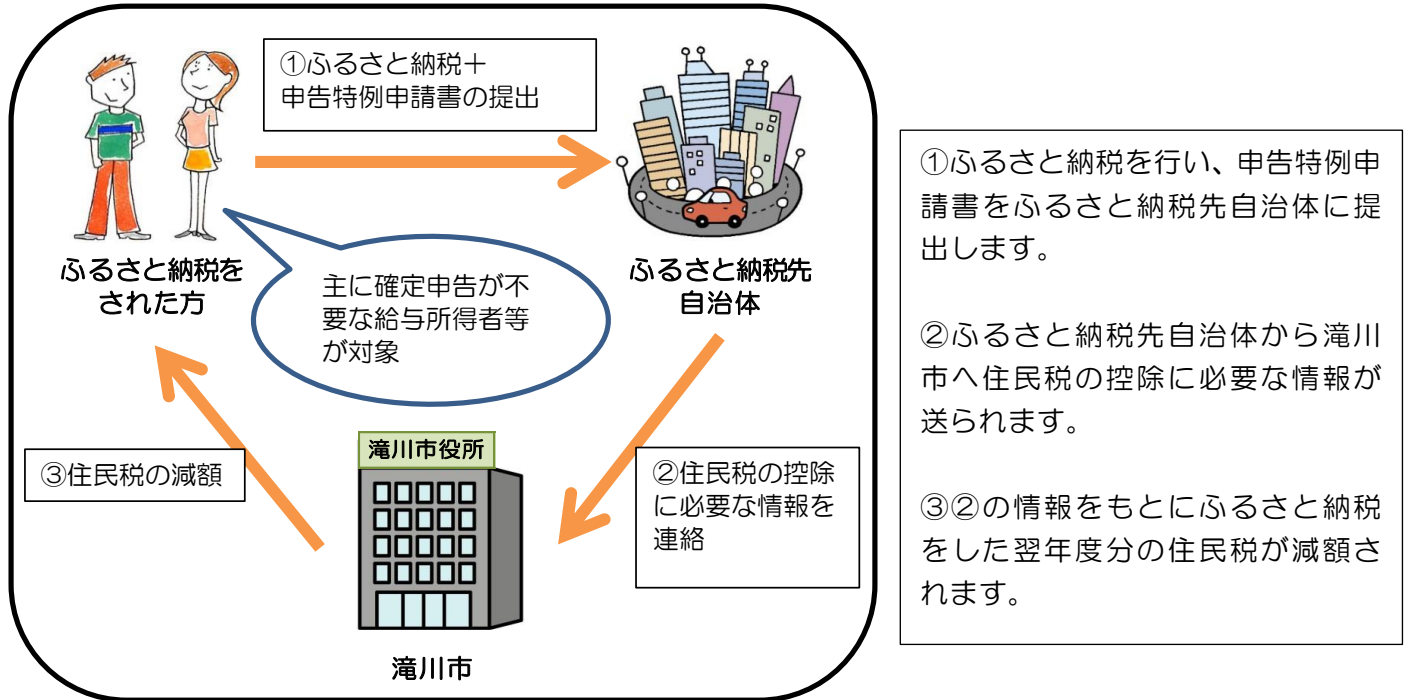
課税標準額－人的控除差額の合計	割合
～1,950,000円	84.895分の5.105
1,950,001円～3,300,000円	79.79分の10.21
3,300,001円～6,950,000円	69.58分の20.42
6,950,001円～9,000,000円	66.517分の23.483
9,000,001円～	56.307分の33.693

### <ふるさと納税ワンストップ特例制度について>

確定申告の必要のない給与所得者等がふるさと納税を行った場合、ふるさと納税を行った自治体に申告特例申請書を提出することにより、確定申告を行わなくても寄附金控除を受けられるという制度です。

なお、ワンストップ特例制度を適用された場合は、所得税における控除額に代えて申告特例控除額が控除されます。(9ページ参照)

### ふるさと納税ワンストップ特例が適用される場合の流れ



しかし、以下の場合にはワンストップ特例が対象となりません。

6団体以上に寄付した場合

A市	<del>B市</del>	C市
D市	<del>E市</del>	F市

確定申告または住民税申告が必要になります。

確定申告書または住民税申告書を提出した場合

<del>確定申告書</del>	<del>住民税申告書</del>
------------------	-------------------

申告書を提出する際には併せて寄附金控除の申告が必要になります。

◎配当控除

配当所得がある場合は、次の金額が控除されます。

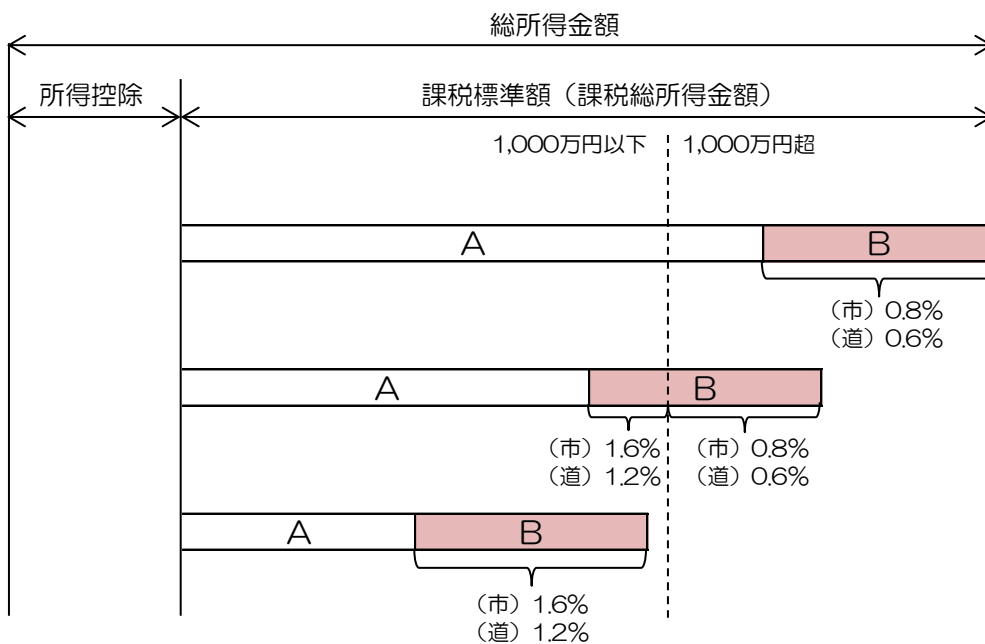
区 分	控除率	
	市民税	道民税
課税総所得金額の1,000万円以下の部分に含まれる配当所得	1.6%	1.2%
課税総所得金額の1,000万円超の部分に含まれる配当所得	0.8%	0.6%

※証券投資信託の場合は、種類により控除率が変わります。

配当控除が対象外のもの

- ・私募公社債等運用投資信託等の収益の分配金等の配当所得
- ・上場株式等に係る配当所得で、分離課税を選択した場合 など

図で表すと下記ようになります。



A : 配当所得以外の所得 (給与所得など)  
 B : 配当所得  
 (市) : 市民税 (道) : 道民税



### ◎外国税額控除

外国で、その国の所得税などを課された場合で、所得税から外国税額控除が控除しきれないときは、まず道民税の所得割から（所得税の控除限度額の 12%を上限）控除し、さらに控除しきれない額があるときは、次に市民税の所得割から（所得税の控除限度額の 18%を上限）控除します。

### ◎住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

平成 21 年から 33 年 1 2 月までに住宅に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から引ききれなかった額がある場合は、市民税・道民税所得割額から次のいずれか少ない金額が控除されます。

◇所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において引ききれなかった額

◇所得税の課税総所得金額等の合計額に 5%を乗じて得た額（最高 97,500 円）

ただし、平成 26 年 4 月から平成 33 年 1 2 月までに入居された方で特定取得に該当する場合は、所得税の課税総所得金額の合計額に 7%を乗じて得た額（最高 136,500 円）

### ◎配当割額または株式等譲渡所得割額の控除

配当割または株式等譲渡所得割が特別徴収された場合において、これらの事項に関して確定申告した場合は、市民税・道民税の所得割から、配当割または株式等譲渡所得割の相当額を控除します。控除しきれなかった額があるときは、同一年度の市民税・道民税均等割に充当し、充当してもなお金額があるときは、当該金額を還付します。

### ◎所得割調整額

所得割の非課税基準を若干上回る所得の方について、税引き後の所得金額が、非課税基準の金額を下回ることはないよう税額を減額する措置。

対象となる方 所得割非課税基準額 > 総所得金額等 - 所得割額（※）

調整額の計算 =  $\frac{\text{所得割非課税基準限度額} - (\text{総所得金額等} - \text{所得割額} (\text{※}))}{2}$  ×  $\frac{\text{市民税または道民税の所得割額} (\text{※})}{\text{住民税の所得割額} (\text{※})}$   
(2 ページ参照)

※この場合の所得割額とは、算出税額から人的控除、配当控除、住借控除、寄附金税額控除、外国税額控除及び配当割額・株式譲渡所得割額控除の適用後の所得割の金額をいいます。



## 6. 市民税・道民税の申告

市内に住所がある人は、原則として毎年3月15日までに申告書を提出していただくこととなっています。

◎申告が不要の方

- ①所得税の確定申告をした方（住民税の申告書を提出したものとみなされます。）
- ②前年中の収入が給与だけで、お勤め先から滝川市に給与支払報告書が提出されている方
- ③前年中の収入が公的年金等だけで、年金の支払者から滝川市に公的年金等支払報告書が提出されている方

◎以下の方のような場合でも申告が必要となります。

- ①前年中、学生や失業中等で所得が全く無かった方や、遺族年金・障害年金のみの方（電話での申告が可能です。）
- ②年末調整ができない医療費控除や雑損控除などの適用を受ける場合（所得税の確定申告で控除を追加している方は除きます。）
- ③公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得の金額が20万円以下の方が、公的年金等支払報告書に記載されていない控除の適用を受けようとする場合

◎上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択について

特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡（源泉徴収がある特定口座）に係る所得は、納税通知書が送達される日までに、確定申告書とは別に、個人住民税の申告書を提出することにより、所得税とは異なる課税方式（総合課税・分離課税・申告不要適用）を選択することができます。

## 7. 市民税・道民税の納付方法

### （1）普通徴収

納付書または口座振替により、年4回に分けて納めていただく方法です。

【納期限】

1期（6月末日）・2期（8月末日）・3期（10月末日）・4期（翌年1月末日）

※納期限が土・日曜日及び祝日の場合はその翌日が納期限になります。

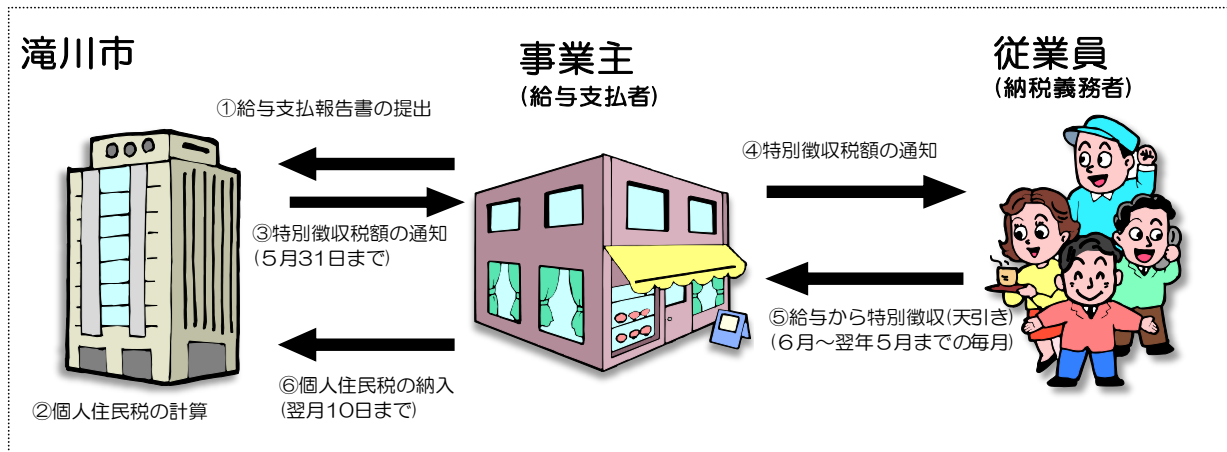
◎口座振替の場合は各納期限の末日に口座から引き落とされるので、金融機関やコンビニまで出向く手間がありません。お手続きについては滝川市役所税務課納税係（3階2番窓口）までご相談ください

【納付ができる場所】

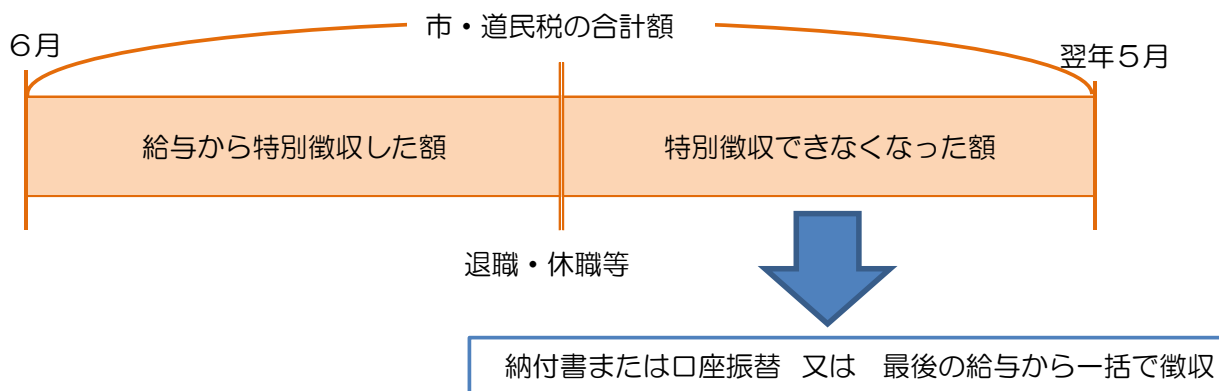
- ・滝川市役所内指定金融機関派出所（市役所1階）・滝川市江部乙支所・北門信用金庫・北海道銀行・北洋銀行・北空知信用金庫・空知商工信用組合・たきかわ農業協同組合・北海道労働金庫の本・支店
- ・北海道内の郵便局又はゆうちょ銀行
- ・納付書兼納付済通知書の裏面に記載のコンビニエンスストア

## (2) 特別徴収

毎月の給与から差し引いて納めていただく方法です。  
 年税額を12回に分けて、課税年度の6月から翌年5月までの12か月間の毎月の給与から差し引いて、お勤め先を通じて翌月10日までに市役所へ納めていただきます。



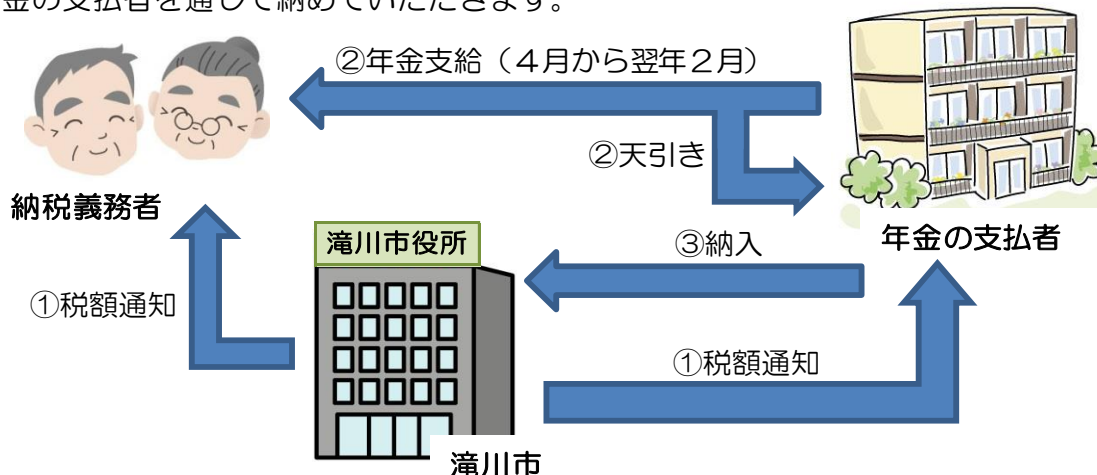
◇退職・休職等により特別徴収が継続できなくなった場合は、残りの額を普通徴収に変更又は最後の給与から一括で徴収して納めていただきます。



### (3) 公的年金からの特別徴収

公的年金から差し引いて納めていただく方法です。

公的年金等所得にかかる税額を年6回に分け、年金支給月ごとに年金から差し引いて、年金の支払者を通じて納めていただきます。



◇公的年金からの特別徴収の対象者は次のすべてにあてはまる方となります。

- ・課税年度の4月1日現在で65歳以上の方
- ・公的年金に係る所得に対する市・道民税が課税される方
- ・公的年金の年額が18万円以上の方
- ・介護保険料が年金から天引きされている方
- ・特別徴収税額が公的年金の年額を超えない方

◇徴収の方法

当該年が特別徴収の初年度となる方は、普通徴収と年金からの特別徴収での納付となります。また、前年度も年金からの特別徴収となっていた方は、4月・6月・8月支給分から仮に徴収し、当該年度の税額が決定した後、残りの税額を10月・12月・2月支給分の年金で調整して差し引きます。

▼特別徴収初年度

月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
方法	普通徴収 (納付書又は口座振替)		特別徴収 (年金からの天引き)		
税額	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

▼前年度から続けて特別徴収する年度

月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
方法	仮徴収 (年金からの天引き)			本徴収 (年金からの天引き)		
税額	前年度分の年税額の1/2を さらに1/3ずつ			本年度分の年税額から仮徴収税額を 差し引いた額の1/3ずつ		



## 8. Q&A よくある質問

Q 今年の4月に滝川市を転出した場合、住民税はどこに納めるのですか？

A 個人住民税はその年の1月1日現在の住所地において課税されます。今年の4月に滝川市から転出した場合、今年の1月1日は滝川市に住民登録があったので、今年度の個人住民税は滝川市に納めていただくことになります。

Q 亡くなった人の住民税はどうなるのですか？

A 個人住民税はその年の1月1日現在の住所地において課税されますので、1月2日以降に亡くなった場合は、前年の所得に基づいて翌年度の個人住民税が課税され、納税義務は相続人が受け継ぐことになります。1月1日以前に亡くなられた場合は、翌年度の個人住民税は課税されません。

Q 収入と所得はどう違うのですか？

A 例えば、事業を行っている場合、その事業で得た収入から事業に必要な経費を差し引いた金額が利益となりますが、この必要経費を引く前の金額が「収入金額」、引いた後の金額が「所得金額」となります。なお、給与収入や公的年金等収入の場合は、必要経費を特定することが難しいので、収入の一定の割合によって必要経費相当分を計算し、所得金額を計算することになっています。

Q 昨年12月に退職して現在は無職なのですが、住民税を納める必要はありますか？

A 個人住民税は、前年の所得に対して翌年度課税されます。既に退職していても、前年中の所得が一定以上ある場合、今年度の個人住民税は納める必要があります。

Q 税法上の扶養に入れる金額はいくらまでですか？

A 税法上、扶養として入れる（控除される）金額は、所得金額で38万円以下の場合です。（給与収入で103万円以下）

Q 通常の医療費控除は医療費をいくら以上支払った場合に受けられますか？

A 医療費控除は、支払った医療費の額から、保険等で補てんされた額を差し引いた額が、所得金額の5%か10万円を超えた場合に受けられます。例えば、所得金額が120万円なら6万円（120万円×5%）を超えた額が控除額となります。

Q 昨年1年間収入が無かったのですが、申告は必要ですか？

A 全く収入が無かった場合であっても、税証明の発行や、保険料等の算定のために申告が必要となる場合があります。収入が無かった方については、電話で申告することができます。

Q 昨年、給与収入の他に報酬として10万円を受け取りましたが、申告は必要ですか？

A 給与を1か所から受けていて、その他の所得が20万円以下の場合には所得税の確定申告の必要はありませんが、個人住民税はすべての所得について申告する必要があります。

Q 公的年金等の収入が400万円以下なら申告は必要ないと聞きましたが、本当ですか？

A 公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下であれば、所得税の確定申告の必要はありません（還付申告を除く）。ただし、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない各種の控除を追加する場合は、市・道民税の申告が必要になります。

Q 公的年金から住民税が天引きされているのに納付書が届きましたが、なぜですか？

A 公的年金から差し引くことのできる個人住民税は、公的年金所得に係る税額のみです。したがって、給与所得や不動産所得など、公的年金以外の所得に係る税額がある場合には、公的年金からの天引き以外の方法で納めていただくことになります。

Q 現在、住民税が公的年金から天引きされていますが、天引きではなく、自分で納付するよう変更はできますか？

A 公的年金所得に係る税額は、原則として公的年金から特別徴収しなければならないことと定められています。納税義務者の意思で納付方法を変更することはできません。

Q 今まで毎月の給与から個人住民税が天引きされていましたが、退職した場合、残りの税額はなるのでしょうか？

A 退職によって給与から差し引くことができなくなった場合は、最後の給与から一括で差し引いて納めるか、納付書（又は口座振替）によって納めていただくことになります。詳しくはお勤め先の給与担当者へお尋ねください。



## 9. 市民税・道民税の計算例

【家族構成】夫(40歳)妻(38歳)長女(17歳)長男(8歳)  
 ※妻子は収入なし、妻子は夫の扶養に入っている。

	項目	金額
① 収入 (1~12月)	給与収入	3,932,000円
		円
		円
② 支出 (1~12月)	社会保険料支払額	383,718円
	生命保険料支払額 (旧一般生命保険)	80,000円
	地震保険料支払額	30,000円
		円
		円
③ 所得 (4ページ、 5ページ参照)	給与所得	2,605,600円
		円
		円
		円
	A 合計(総所得金額)	2,605,600円
④ 所得控除 (6ページ、 7ページ参照)	社会保険料	383,718円
	生命保険料 (旧一般生命保険)	35,000円
	地震保険料	15,000円
	配偶者控除	330,000円
	扶養控除(長女)	330,000円
		円
		円
		円
		円
	基礎控除	330,000円
B 合計	1,423,718円	

### 【所得】

- 3,932,000円 ÷ 4 = 983,000円  
(1,000円未満切り捨て)
- 983,000円 × 3.2 = 540,000円  
= 2,605,600円

### 【所得控除】

- 生命保険料(旧)の支払額が  
70,000円超なので、35,000円
- 地震保険料  
支払額30,000円 × 1/2 = 15,000円

⑤	C 課税標準額(課税総所得金額) (A-B) ※1,000円未満切り捨て	1,181,000円
---	--	------------

⑥	税額控除前の 所得割額	D 市民税 (C×6%)	70,860円
		E 道民税 (C×4%)	47,240円

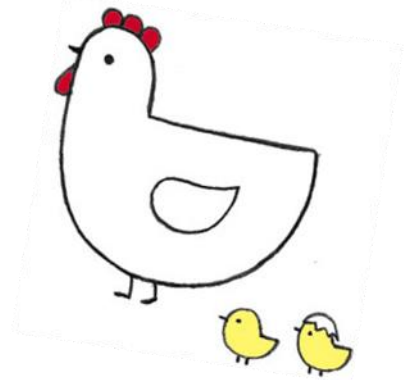
【調整控除】  
 人的控除額の差の合計額  
 (150,000円)の方が小さいので、  
 市民税 150,000円×3%  
 道民税 150,000円×2%

		項 目	金 額	
⑦	税額控除額 (8~12ページ 参照)	調整控除	F 市民税	4,500円
			G 道民税	3,000円
			F 市民税	円
			G 道民税	円
			F 市民税	円
			G 道民税	円
		合計	F 市民税	4,500円
			G 道民税	3,000円

⑧	税額控除後の 所得割額 ※100円未満 切り捨て	H 市民税 (D-F)	66,300円
		I 道民税 (E-G)	44,200円

⑨	均等割額	J 市民税	3,500円
		K 道民税	1,500円

⑩	市・道民税	市民税 (H+J)	69,800円
		道民税 (I+K)	45,700円
		合計	115,500円



10. 市民税・道民税の計算表

計算例を見ながら記入してください。

		項 目	金 額
①	収入 (1~12月)		円
			円
			円
②	支出 (1~12月)		円
			円
			円
			円
			円
③	所得 (4ページ、 5ページ参照)		円
			円
			円
			円
		A 合計(総所得金額)	円
④	所得控除 (6ページ、 7ページ参照)		円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
		基礎控除	330,000円
		B 合計	円



⑤	C 課税標準額(課税総所得金額) (A-B) ※1,000円未満切り捨て	円
---	--	---

⑥	税額控除前の 所得割額	D 市民税 (C×6%)	円
		E 道民税 (C×4%)	円

		項 目	金 額
⑦	税額控除額 (8~12ページ 参照)	F 市民税	円
		G 道民税	円
		F 市民税	円
		G 道民税	円
		F 市民税	円
		G 道民税	円
	合計	F 市民税	円
		G 道民税	円

⑧	税額控除後の 所得割額 ※100円未満 切り捨て	H 市民税 (D-F)	円
		I 道民税 (E-G)	円

⑨	均等割額	J 市民税	3,500円
		K 道民税	1,500円

⑩	市・道民税	市民税 (H+J)	円
		道民税 (I+K)	円
		合計	円

